

協 定

【静岡県遠征遊漁船協議会・にいじま漁業協同組合・神津島漁業協同組合・神津島釣船業協同組合】 新島・神津海面利用協定

2021年4月1日改正

(目的)

第1 にいじま漁業協同組合及び神津島漁業協同組合並びに神津島釣船業協同組合（以下「島しょ漁協」という。）と静岡県遠征遊漁船協議会は、新島及び神津島周辺の海面利用について、両者の共存による円滑な海面利用秩序を確保するため、本協定を締結する。

(対象海面)

第2 本協定の対象海面は、新島及び神津島周辺海面とする。

(対象者)

第3 本協定により新島及び神津島周辺海面に入漁できる者は、静岡県遠征遊漁船協議会に所属する遊漁船であって、第8に規定する名簿に記載された遊漁船のみとする。

(法令等の遵守)

第4 本協定により入漁する遊漁船業者は、本協定に規定するものの他、遊漁船業の適正化に関する法律（以下「遊適法」という。）、漁業関係法令及び海事関係法令その他遊漁船に関する法令を遵守しなければならない。

(新島周辺海面の調整)

第5 新島周辺海面に入漁する遊漁船は、次の各項目毎に定められた内容を遵守しなければならない。

(1) 区 域

新島周辺海面において入漁できる漁場は、ウドネ出し、高瀬、ひょうたん瀬、新島裏の瀬の4漁場とし、ウドネ島、新島、式根島のいわゆる新島本島の距岸3マイル以内の海面については、入漁してはならない。

(2) 操業時間

入漁する者は、次表に掲げる期間毎に定められた操業時間を遵守しなければならない。

期 間	操 業 時 間
4月1日～9月30日	6：30～13：00（納竿）
10月1日～11月30日	7：00～13：00（納竿）
12月1日～3月31日	7：30～13：00（納竿）

(3) 操業方法

- ① 各漁場内に点在するポイント毎に一度に入漁できる隻数は、15隻以内とする。
- ② まき餌を使用する場合にあつては、使用するコセカゴの大きさは、カゴ部の外寸が直径58mm、高さ200mm（参考：サニーカゴBIG）を超える大きさのものを使用してはならない。
- ③ 磯渡しについては、静岡県遠征遊漁船協議会所属の遊漁船は禁止とする。

(神津島周辺海面の調整)

第6 神津島周辺海面に入漁できる遊漁船は、静岡県遠征遊漁船協議会に加盟する組合等のうち、旧銭洲遠征船釣組合に所属する遊漁船のみとし、次の各項目毎に定められた内容を遵守しなければならない。

(1) 区 域

神津島周辺海面において入漁できる漁場は、銭洲及び中の瀬漁場とし、神津島、オンバセ、タダナエのいわゆる神津島本島の距岸3マイル以内の海面については、入漁してはならない。

(2) 入漁期間

入漁できる期間は、4月1日から12月31日までとする。

(3) 操業時間

入漁する者は、次表に掲げる期間毎に定められた操業時間を遵守しなければならない。

期 間	操 業 時 間
4月1日～5月31日 9月1日～12月31日	7:00～13:00（納竿）
6月1日～8月31日	7:00～13:00（納竿） （餌釣開始時間は、6:00からとする）

(4) 操業方法

- ① 水深60m以浅の漁場にあつては、まき餌の使用を認めるものとする。
- ② 水深60m以深の漁場にあつては、付け餌は切り身餌とし、まき餌の使用は禁止とする。
- ③ まき餌を使用する場合にあつては、使用するコマセカゴの大きさは、カゴ部の外寸が直径58mm、高さ200mm（参考：サニーカゴBIG）を超える大きさのものを使用してはならない。
- ④ 磯渡しについては、静岡県遠征遊漁船協議会所属の遊漁船は禁止とする。

(5) その他

- ① 鳥しよ漁協が、銭洲漁場において、建て切り網並びにテングサ、トサカノリの操業を行う場合、また、サメ駆除を行う場合にあっては、遊漁船は入漁を自粛するものとする。

なお、上記の操業等を行う場合には、鳥しよ漁協は、すみやかに静岡県遠征遊漁船協議会に連絡するものとする。

- ② 鳥しよの漁業者が、銭洲漁場においてイセエビ刺し網の操業を行う場合にあっては、遊漁船は、その操業に支障を与えないよう十分に注意するものとする。

(地元漁業に対する配慮)

第7 静岡県遠征遊漁船協議会に所属する遊漁船は、本協定に基づき入漁する場合にあっては、地元漁船の操業を妨げてはならない。

(名簿の提出)

第8 静岡県遠征遊漁船協議会は、傘下の各団体に所属する遊漁船業者の名簿を作成し、本協定締結時において、鳥しよ漁協に提出するものとする。

(周知事項)

第9 入漁する遊漁船業者は、本協定に規定する内容を利用者に周知しなければならない。

(静岡県下の漁港・港湾の利用に関する事項)

第10 鳥しよ漁協所属の遊漁船業者は、静岡県下の漁港・湾港を使用して営業する場合には、次に掲げる内容を遵守しなければならない。

(1) 利用客の送迎に関しては、下田港以外の港で行ってはならない。

(2) 利用客の使用する自動車の駐車場については、地域住民の生活に支障を及ぼさないよう、各自責任をもって確保するものとする。

(違反者に対する処置)

第11 入漁に関して本協定に違反があった場合には、静岡県遠征遊漁船協議会は、本人から事情を聞いた上で、違反の事実が明白となった場合は、その翌日から次の基準に従い、適切に処分を行うものとする。ただし、悪質と認められる場合にはこの限りではない。

(1) 初犯の場合にあっては、本協定の内容を遵守する旨の口頭注意

(2) 再犯の場合にあっては、7日間の停泊処分

(3) 再々犯以上の場合にあっては、違反の内容等に応じて14日から30日以内の停泊処分

(4) 再犯以上の場合については、(2)に併せ、違反の内容等に応じて遊適法第18条に基づく登録知事の処分を要請するものとする。

(5) 再犯以上の取り扱いについて、初犯の処分が終了した日から3年を経過したものについては、再犯の取扱を免れるものとする。

(改廃等)

第12 本協定の改廃及び本協定に規定のない事項については、その都度関係者協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第13 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。但し、この協定書の有効期間満了の日の3ヶ月前までに本協定の改廃について申し出がない場合には、さらに1年間延長するものとする。